

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月13日
【報告者の名称】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
【報告者の所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル43階
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル43階
【電話番号】	03-6279-0311
【事務連絡者氏名】	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取締役 財務企画部長 吉田 圭一
【縦覧に供する場所】	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号 新宿三井ビル43階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「本投資法人」とは、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人をいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、ヒューリック株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「株券等」とは、投資口に係る権利をいいます。
- (注 5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注 6) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年7月1日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 算定に関する事項

(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本投資法人における役員全員の承認

本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

本投資法人は、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付けにおける本投資法人投資口1口当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

本投資法人は、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人の投資口（以下「本投資法人投資口」といいます。）の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付けにおける本投資法人投資口1口当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

その後、2025年6月25日に公開買付者は本投資法人及び本資産運用会社との間で6度目の面談を実施し、本投資法人からは「本公開買付けの実施については賛同を表明する予定であるものの、本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる」との見解を受領したとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

その後、2025年6月25日に公開買付者は本投資法人及び本資産運用会社との間で6度目の面談を実施し、本投資法人からは「本公開買付けの実施については賛同を表明する予定であるものの、本買付条件等変更前の本公開買付け価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本買付条件等変更前の本公開買付け価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないことから、本買付条件等変更前の本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる」との見解を受領したとのことです。

公開買付者は、2025年8月13日、本公開買付け価格を86,710円から89,930円に変更した上で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（ ）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付け価格の検討にあたって、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値（75,400円）を基準とした上で、一定のプレミアムを付すこととしたとのことです。プレミアムの算出にあたっては、2022年1月1日から本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日までに開始された発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、買付予定の株券等の数に上限が付された35件の事例（公表日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかに対してディスカウントが付されている事例は除いています。）の公開買付け価格に付与されたプレミアムの平均値（公表日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対して、それぞれ、約23.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、27.69%、30.04%、31.79%のプレミアム）を参照しつつ、（ ）公開買付者が保有資産価値の向上に伴う本投資法人投資口の価格の中長期的な値上がり益を実現することが可能な範囲とすること、（ ）公開買付者は上場株式会社と上場インフラファンドの1株/1口当たり当期純利益（EPS）のボラティリティを比較すると、上場インフラファンドは相対的に業績の安定性が高く、分配金が大きく上振れする可能性が低く、中長期的な保有によりインカムゲイン（注13）を享受する商品性であると考えていること、（ ）本投資法人が開示している財務情報等の客観的な資料、（ ）デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に考慮した上で、本公開買付けの買付予定数まで応募が期待できるプレミアム水準について検討した結果、本公開買付けの公表日の前営業日の終値に15.00%程度のプレミアムを付すことが適切であると判断したとのことです。なお、本公開買付け価格（86,710円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して15.00%、同日までの過去1ヶ月間（2025年5月28日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値78,970円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して9.80%、同過去3ヶ月間（2025年3月28日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値77,176円に対して12.35%、同過去6ヶ月間（2024年12月30日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値75,992円に対して14.10%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

< 中略 >

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本公開買付け価格を86,710円と決定したとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付け価格の検討にあたって、本公開買付けに対してより多数の応募がなされるように、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値（75,400円）を基準とした上で、一定のプレミアムを付すこととしたとのことです。プレミアムの算出にあたっては、2022年1月1日から本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日までに開始された発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、買付予定の株券等の数に上限が付された35件の事例（公表日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかに対してディスカウントが付されている事例は除いています。）の公開買付け価格に付与されたプレミアムの平均値（公表日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対して、それぞれ、約23.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、27.69%、30.04%、31.79%のプレミアム）を参照しつつ、（ ）公開買付者が保有資産価値の向上に伴う本投資法人投資口の価格の中長期的な値上がり益を実現することが可能

な範囲とすること、() 公開買付者は上場株式会社と上場インフラファンドの1株/1口当たり当期純利益(EPS)のボラティリティを比較すると、上場インフラファンドは相対的に業績の安定性が高く、分配金が大きく上振れする可能性が低く、中長期的な保有によりインカムゲイン(注13)を享受する商品性であると考えていること、() 本投資法人が開示している財務情報等の客観的な資料、() デュー・ディリジェンスの結果等を総合的に考慮した上で、本公開買付けの買付予定数まで応募が期待できるプレミアム水準について検討した結果、本公開買付けの公表日の前営業日の終値に15.00%程度のプレミアムを付することが適切であると判断したとのことです。なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格(86,710円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して15.00%、同日までの過去1ヶ月間(2025年5月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値78,970円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して9.80%、同過去3ヶ月間(2025年3月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値77,176円に対して12.35%、同過去6ヶ月間(2024年12月30日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値75,992円に対して14.10%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

< 中略 >

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を86,710円と決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年7月1日から本公開買付けを開始しましたが、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、公開買付期間を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、本公開買付価格(89,930円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して19.27%、同日までの過去1ヶ月間(2025年5月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値78,970円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して13.88%、同過去3ヶ月間(2025年3月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値77,176円に対して16.53%、同過去6ヶ月間(2024年12月30日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値75,992円に対して18.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

< 前略 >

これを踏まえ、本投資法人としても、公開買付者が本投資法人の発行済投資口の総口数の20.00%以上を取得した場合においても、() 公開買付者は本投資法人及び本資産運用会社の運用体制や運用方針を尊重すること、() 本投資法人の営業収益の向上や分配金水準の維持・向上等による投資主価値の向上を目的とした、公開買付者グループによる物件売却情報の提供、本投資法人が取得を予定する物件の公開買付者グループによる一時的な保有(ウェアハウジング)、電力販売の支援等のサポートを公開買付者から期待できること、() 公開買付者が本公開買付けにより本投資法人の発行済投資口の総口数の20.00%を取得することで、本投資法人投資口が市場で割安に評価されていることが市場に対して発信されることが期待できること、() (a) 公開買付者が本投資法人投資口を総口数の20.00%以上を所有することとなった場合においても、本投資法人及び本資産運用会社の運用体制や運用方針が尊重されるため、本投資法人の外部及び内部成長戦略、財務戦略並びにサステナビリティ方針等を含めた運用に対する影響はないと考えられ、(b) さらには浮動投資口比率の減少というインフラファンド市場における日々の取引に対する影響についても、本公開買付けにより公開買付者が取得する本投資法人投資口の総口数の20.00%を固定投資口とした場合、本投資法人の固定投資口数の割合はスポンサーが保有する固定投資口14.92%(2024年12月末時点)と合わせて約35%へ増加することとなり、浮動株比率は約85%から約65%まで減少するものの、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の2024年12月30日から本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日までの半年間の日々の平均取引口数は1,700口であり、当該取引口数が本投資法人の浮動投資口数(具体的には、本投資法人の本基準投資口数429,423口から、本投資法人のスポンサーが保有する65,672口及び公開買付者が取得予定の本投資法人投資口の総口数の20.00%となる85,885口を差し引いた場合の概算浮動投資口数である277,866口)に占める割合が0.61%(小数点第三位を四捨五入)にとどまり、日々の取引に大きな影響を及ぼすものではないことが合理的に認められることから、公開買付者が本投資法人投資口を所有することによる特段の悪影響は想定されないと判断し、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。

< 中略 >

もっとも、本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることにも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6

月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

（訂正後）

< 前略 >

これを踏まえ、本投資法人としても、公開買付者が本投資法人の発行済投資口の総口数の20.00%以上を取得した場合においても、（ ）公開買付者は本投資法人及び本資産運用会社の運用体制や運用方針を尊重すること、（ ）本投資法人の営業収益の向上や分配金水準の維持・向上等による投資主価値の向上を目的とした、公開買付者グループによる物件売却情報の提供、本投資法人が取得を予定する物件の公開買付者グループによる一時的な保有（ウェアハウジング）、電力販売の支援等のサポートを公開買付者から期待できること、（ ）公開買付者が本公開買付けにより本投資法人の発行済投資口の総口数の20.00%を取得することで、本投資法人投資口が市場で割安に評価されていることが市場に対して発信されることが期待できること、（ ）（a）公開買付者が本投資法人投資口を総口数の20.00%以上を所有することとなった場合においても、本投資法人及び本資産運用会社の運用体制や運用方針が尊重されるため、本投資法人の外部及び内部成長戦略、財務戦略並びにサステナビリティ方針等を含めた運用に対する影響はないと考えられ、（b）さらには浮動投資口比率の減少というインフラファンド市場における日々の取引に対する影響についても、本公開買付けにより公開買付者が取得する本投資法人投資口の総口数の20.00%を固定投資口とした場合、本投資法人の固定投資口数の割合はスポンサーが保有する固定投資口14.92%（2024年12月末時点）と合わせて約35%へ増加することとなり、浮動株比率は約85%から約65%まで減少するものの、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の2024年12月30日から本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日までの半年間の日々の平均取引口数は1,700口であり、当該取引口数が本投資法人の浮動投資口数（具体的には、本投資法人の本基準投資口数429,423口から、本投資法人のスポンサーが保有する65,672口及び公開買付者が取得予定の本投資法人投資口の総口数の20.00%となる85,885口を差し引いた場合の概算浮動投資口数である277,866口）に占める割合が0.61%（小数点第三位を四捨五入）にとどまり、日々の取引に大きな影響を及ぼすものではないことが合理的に認められることから、公開買付者が本投資法人投資口を所有することによる特段の悪影響は想定されないと判断し、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

< 中略 >

もっとも、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、本買付条件等変更後も、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(3) 算定に関する事項

(訂正前)

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付け価格の妥当性を検討しておりません。

なお、本公開買付け価格の妥当性に関しては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(訂正後)

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付け価格の妥当性を検討しておりません。

なお、本公開買付け価格の妥当性に関しては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会及び2025年8月13日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本投資法人における役員全員の承認

(訂正前)

本投資法人は、上記「本投資法人における独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

(訂正後)

本投資法人は、上記「本投資法人における独立した法律事務所からの助言」に記載の森・濱田松本法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。上記の役員会決議

は、本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 3 名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

また、本投資法人は、2025年 8 月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることにも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 3 名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い45営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

以上